

平成十四年四月五日受領  
答弁第五二二号

内閣衆質一五四第五二号

平成十四年四月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出製造物責任（PL）法施行にともない設立された裁判外紛争処理（ADR）機関  
であるいわゆるPLセンターの中立性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出製造物責任（PL）法施行にともない設立された裁判外紛争処理（ADR）

機関であるいわゆるPLセンターの中立性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の十三の機関は、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の成立に際しての国会における附帯決議も踏まえ、裁判外の紛争処理体制の充実強化の一環として設立されたものであると認識している。

二について

御指摘の十三の機関のうち、清涼飲料相談センターは、平成七年八月十一日に社団法人全国清涼飲料工業会に設置され、平成十一年七月十三日に廃止されたものと承知している。廃止された理由は、同センターは、①当事者の一方又は双方の申立てを受けての清涼飲料に係る紛争の調停、②清涼飲料に係る紛争についての相談への対応、交渉の促進及びあっせん並びに③清涼飲料に対する正しい知識の普及を業務とする機関として設置され、裁判外の紛争処理を行う機関としての位置付けを有していたが、その中心となる①の業務について申立てが皆無であったことから、そのような機関を存続させる必要がないと判断されたためであると承知している。

三について

製造物責任に関し、裁判外の紛争処理を行う機関は、御指摘の十三の機関以外にインテリアPLセンターがある」と承知している。

四について

お尋ねの点について、御指摘の機関から本年三月二十五日現在の状況を聴取したところ、別表のとおりであった。

## 別表

## 住宅部品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 0名 ……(注1) 平成6年9月 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの一部門
② 出向者数	(相談員) 2名
③ 出向元	(相談員) 財団法人ベターリビング
④ 出向者以外の職員の前所属	出向者以外の職員はいない。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
⑥ 事務所所有者	学校法人上智学院
⑦ 業界団体からの独立性	職員については、財団法人ベターリビングからの出向者であるが、同法人は、特定の業界を代表する団体ではない。財源については、財団法人ベターリビングからの受託業務に係る収入等の事業収入によっている。また、調停等を行う紛争審査委員会は、法律関係、建築関係及び消費者問題関係の有識者並びに行政関係者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 452件 平成9年度 309件 平成10年度 506件 平成11年度 585件 平成12年度 118件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数 (注2)	相対交渉を求めた件数については、集計していない。
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたものうち、成立した件数 (注3)	平成8年度 1件 平成9年度 0件 平成10年度 1件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたものうち、成立した件数、不成立だった件数 (注4)	平成8年度 成立1件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立1件 (成立したのは11年度) 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	主な相談やあっせんの事例をまとめ、外部の法律専門家等を委員とし、調停等を行う紛争審査委員会の委員に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	生命、身体に係る危害の未然防止や再発防止を図る上で必要と判断される場合等には、企業名の公表を行うことができることとしているが、これまでに該当事案がないため、公表した事例はない。
⑰ 中立・公正の表明	ホームページ等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特になし。

(注1) 相談員とは相談業務に従事する者をいい、非相談員とはそれ以外の者をいう。以下同じ。

(注2) 相対交渉とは、裁判外の紛争処理を行う機関が、消費者の相談を受けて、消費者の了承を得た上で、企業に取次ぎをし、その後適宜進ちょく状況を確認するという形で行う企業と消費者との話し合いをいう。以下同じ。

(注3) 調停等とは、両当事者の主張の調整を行い、和解案を提示して紛争の解決を図ることをいう。以下同じ。

(注4) 成立とは当事者で合意に至る場合をいい、不成立とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。

家電製品PLセンター

① 職員の数、設立時期、組織形態	(相談員) 3名 (非相談員) 3名 平成7年3月 財団法人家電製品協会の一部門
② 出向者数	(相談員) 2名 (非相談員) 2名
③ 出向元	(相談員) ソニー株式会社、三洋電機株式会社 (非相談員) 三菱電機株式会社、シャープ株式会社
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 日本ビクター株式会社 (非相談員) 株式会社日立製作所
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 出向者に対しては、財団法人家電製品協会から職員の役務提供料を出向元法人に支払い、出向元法人が職員へ給与を支払っている。 出向者以外に対しては、財団法人家電製品協会。
⑥ 事務所所有者	有限会社八束
⑦ 業界団体からの独立性	財源は13工業会からの拠出によっている。しかし、職員は家電製品PLセンターに専従している。また、調停等を行う審査会委員には業界出身者はいるが、法律関係、技術関係及び消費者問題関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,222件 平成9年度 1,053件 平成10年度 1,022件 平成11年度 1,147件 平成12年度 1,555件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 31件 平成9年度 31件 平成10年度 44件 平成11年度 61件 平成12年度 69件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 1件 平成11年度 0件 平成12年度 1件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立1件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立1件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成12年度に実施 調査方法：郵送調査(112件発送、回答64件) 結果：非常に満足38%、満足30%、わからない20%、不満足11%、回答なし2%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、調停等を行う審査会等に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特になし。

財団法人自動車製造物責任相談センター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 7名 (非相談員) 3名 平成7年4月 財団法人
② 出向者数	(相談員) 7名 (非相談員) 3名
③ 出向元	(相談員) トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社 (非相談員) 社団法人日本自動車工業会、トヨタ自動車株式会社
④ 出向者以外の職員の前所属	出向者以外の職員はいない。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 財団法人自動車製造物責任相談センターが職員の派遣費用を出向元法人に支払い、出向元法人が職員へ給与を支払っている。
⑥ 事務所所有者	森ビル株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財団法人自動車製造物責任相談センターは特定の業界を代表する団体ではない。 財源は社団法人日本自動車工業会等の業界団体からの拠出によっている。しかし、和解のあっせん及び紛争の審査を行う審査委員会は、法律関係、技術関係及び消費者問題関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,962件 平成9年度 1,925件 平成10年度 1,777件 平成11年度 1,843件 平成12年度 2,966件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 348件 平成9年度 442件 平成10年度 547件 平成11年度 625件 平成12年度 939件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成8年度 6件 平成9年度 8件 平成10年度 12件 平成11年度 2件 平成12年度 2件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたものうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立 5件 不成立 1件 平成9年度 成立 8件 不成立 0件 平成10年度 成立 11件 不成立 1件 平成11年度 成立 1件 不成立 1件 平成12年度 成立 0件 不成立 2件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(493件発送、回答数251件) 結果：非常に満足した18%、満足した43%、わからない16%、不満足だった23%、回答なし0% 平成12年度に実施 調査方法：郵送調査(584件発送、回答数305件) 結果：相談員の対応は公平51%、普通28%、わからない14%、不公平7%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	相談員が行った相談の結果概要を、外部の法律専門家等を委員とし、和解のあっせん及び紛争の審査を行う審査委員会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要のため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特になし。

ガス石油機器PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 4名 (非相談員) 1名 平成7年4月 任意団体
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 技術士事務所、三鷹市役所、主婦 (非相談員) 社団法人日本ガス石油機器工業会
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) ガス石油機器PLセンター
⑥ 事務所所有者	社団法人日本ガス石油機器工業会
⑦ 業界団体からの独立性	財源は社団法人日本ガス石油機器工業会及び社団法人日本厨房工業会からの拠出によっている。しかし、職員は、紛争処理を公正に実施するとの観点から両団体とは独立して採用されており、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成 8年度 1, 900件 平成 9年度 2, 338件 平成10年度 2, 390件 平成11年度 2, 433件 平成12年度 2, 645件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成 8年度 182件 平成 9年度 66件 平成10年度 41件 平成11年度 34件 平成12年度 30件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成 8年度 1件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 1件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成 8年度 成立1件 不成立0件 平成 9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立1件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(150件発送、回答数68件) 結果：非常に満足42%、満足49%、わからない6%、不満足4%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、紛争につき裁定を行う裁定委員会等に報告を行っている。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレットで中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

## 消費生活用製品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 4名 (非相談員) 3名 平成7年6月 財団法人製品安全協会の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 東邦天然ガス株式会社、消費生活アドバイザーの有資格者 (非相談員) カシオ計算機株式会社、経済産業省等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 財団法人製品安全協会
⑥ 事務所所有者	共同施設株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財団法人製品安全協会は特定の業界を代表する団体ではない。 財源は、消費生活用製品の安全性認定制度であるSGマーク制度認定手数料等であり、職員は業界団体からの出向者等ではない。調停等を行う判定会委員は、法律関係、技術関係、消費者問題関係及び医療関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,000件 平成9年度 931件 平成10年度 897件 平成11年度 924件 平成12年度 885件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 38件 平成9年度 23件 平成10年度 23件 平成11年度 27件 平成12年度 31件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成8年度 0件 平成9年度 3件 平成10年度 1件 平成11年度 3件 平成12年度 4件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立3件 不成立0件 平成10年度 成立1件 不成立0件 平成11年度 成立2件 不成立1件 平成12年度 成立2件 不成立2件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(89件発送、回答数52件) 結果：非常に満足33%、満足33%、わからない10%、不満足17% 回答なし8%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、紛争の調停等に関する事項等を審議する運営委員会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特になし。

化学製品PL相談センター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 0名 平成7年6月 社団法人日本化学工業協会の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 具体的な所属については、個人に関する情報であり、お示しできないが、関係業界に所属していない者を採用したものである。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 社団法人日本化学工業協会
⑥ 事務所所有者	住友不動産株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は業界団体及び会員企業からの拠出によっている。しかし、職員は化学製品PL相談センターに専従している。また、運営に当たって、中立性に関する対外的な信頼の醸成、確保の観点から業務を監督する学識経験者、消費者代表及び産業界代表で構成された運営協議会を設置しており、運営の独立性は確保されている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 1,080件 平成9年度 1,080件 平成10年度 1,002件 平成11年度 857件 平成12年度 864件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 25件 平成9年度 48件 平成10年度 18件 平成11年度 7件 平成12年度 6件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成8年度 0件 平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立0件 不成立0件 平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(50件発送、回答数27件) 結果：非常に満足19%、満足41%、わからない19%、不満足22%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告を行っていない。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

生活用品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 3名 (非相談員) 0名 平成7年7月 財団法人生活用品振興センターの一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 東京測範株式会社等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 財団法人生活用品振興センター
⑥ 事務所所有者	東燃ゼネラル石油株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は、財団法人生活用品振興センターが保持している集合検査場の賃貸料等によっている。また、調停等を行う調停委員会は、法律関係、技術関係及び消費者問題関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成 8年度 838件 平成 9年度 743件 平成10年度 727件 平成11年度 761件 平成12年度 784件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成 8年度 56件 平成 9年度 37件 平成10年度 46件 平成11年度 16件 平成12年度 10件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたものうち、成立した件数、不成立だった件数	平成 8年度 成立0件 不成立0件 平成 9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	平成10年度に実施 調査方法：郵送調査(220件発送、回答数52件) 結果：非常に満足21% 満足37%、わからない29%、不満足13%、回答なし0%
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	あっせん等が不調に至った事項に対し調停等を行う調停委員会の法律専門家に報告を行っている。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	対応・相談等に当たっては、中立・公正を心掛けている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

医薬品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 1名 平成7年7月 日本製薬団体連合会(任意団体)の付設機関
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 製薬企業、調剤薬局 (非相談員) 人材派遣会社
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 医薬品PLセンター
⑥ 事務所所有者	三井不動産株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は日本製薬団体連合会加盟団体からの会費収入によっている。しかし、職員は医薬品PLセンターの職員として採用されており、また、調整・あつせんを行うPL審査会は、法律関係、医薬関係、消費者問題関係の有識者で構成されており、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成8年度 464件 平成9年度 482件 平成10年度 539件 平成11年度 435件 平成12年度 395件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成8年度 34件 平成9年度 31件 平成10年度 21件 平成11年度 22件 平成12年度 26件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成8年度 3件 平成9年度 6件 平成10年度 2件 平成11年度 1件 平成12年度 1件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成8年度 成立3件 不成立0件 平成9年度 成立5件 不成立1件 平成10年度 成立2件 不成立0件 平成11年度 成立1件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立1件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	相対交渉仲介事例、調整・あつせん事例については、外部の法律専門家等を委員とし、調整・あつせんを行うPL審査会に報告している。
⑮ あつせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	当事者間の信頼を確保し、交渉を円滑に行う観点から公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。
⑲ 質問に対する回答が不可能な場合の理由	④については、個人に関する情報であるため、具体的な所属についての回答は差し控えた。

防災製品PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 1名 (非相談員) 1名 平成7年6月 財団法人日本消防設備安全センターの一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員・非相談員) 具体的な所属については、個人に関する情報であり、お示しできないが、関係業界に所属していない者を採用したものである。
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 財団法人日本消防設備安全センター
⑥ 事務所所有者	財団法人日本消防協会
⑦ 業界団体からの独立性	財団法人日本消防設備安全センターは特定の業界を代表する団体ではない。 職員は財団法人日本消防設備安全センターにより採用された者であり、財源は財団法人日本消防設備安全センターの会員からの会費収入、事業収入等によっている。また、調停等を行う紛争処理委員会は、法律関係、消費者問題関係及び消防防災に関する学術関係の有識者で構成され、業界代表は含まれておらず、業界団体から独立している。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成 8年度 121件 平成 9年度 69件 平成10年度 76件 平成11年度 29件 平成12年度 47件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成 8年度 成立0件 不成立0件 平成 9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告していない。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

## 玩具PLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 2名 (非相談員) 0名 平成7年7月 社団法人日本玩具協会の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 司法書士事務所等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 社団法人日本玩具協会
⑥ 事務所所有者	財団法人日本文化用品安全試験所
⑦ 業界団体からの独立性	財源は社団法人日本玩具協会に所属する会員からの会費収入によっている。しかし、相談対応等に当たっては中立・公正を心掛けている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成 8年度 136件 平成 9年度 148件 平成10年度 107件 平成11年度 156件 平成12年度 84件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成 8年度 129件 平成 9年度 139件 平成10年度 102件 平成11年度 147件 平成12年度 83件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかけられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成 8年度 成立0件 不成立0件 平成 9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告していない。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	相談対応等に当たっては中立・公正を心掛けている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

日本化粧品工業連合会 P L 相談室

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 5名 (非相談員) 0名 平成7年7月 日本化粧品工業連合会(任意団体)の一部門 日本化粧品工業連合会は東京、中部、近畿の各化粧品工業会(任意団体)から構成されており、各工業会にそれぞれ相談員を配置している。
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 日本メナード化粧品株式会社、経済産業省、大阪府庁等
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 日本化粧品工業連合会の構成団体(東京、中部、近畿の各化粧品工業会)が職員へ給与を支払っている。
⑥ 事務所所有者	株式会社発明協会、愛知県化粧品協同組合、株式会社化粧品工業会館
⑦ 業界団体からの独立性	財源は日本化粧品工業連合会の構成団体である東京、中部、近畿の各化粧品工業会からの拠出によっている。しかし、相談対応等に当たっては、中立・公正を心掛けている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成 8年度 31件 平成 9年度 46件 平成10年度 43件 平成11年度 46件 平成12年度 20件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成 8年度 13件 平成 9年度 13件 平成10年度 10件 平成11年度 18件 平成12年度 16件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成 8年度 成立0件 不成立0件 平成 9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	報告していない。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	相談対応等に当たっては、中立・公正を心掛けている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。

プレジャーボート製品相談室

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 3名 (非相談員) 1名 平成9年7月 社団法人日本舟艇工業会の一部門
② 出向者数	(相談員) 2名
③ 出向元	(相談員) プレジャーボート製造会社
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) プレジャーボート製造会社 (非相談員) 国家公務員
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員・非相談員) 社団法人日本舟艇工業会
⑥ 事務所所有者	浅野商事株式会社
⑦ 業界団体からの独立性	財源は社団法人日本舟艇工業会会員からの会費収入及び事業収入である。運営全般に関しては、法律関係、ユーザー関係等の有識者及び業界代表で構成される運営評議委員会が担っている。運営評議委員会は技術的な事項を審議するため業界代表を含んでいるものの、中立性の確保に努めている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成9年度 25件 平成10年度 29件 平成11年度 9件 平成12年度 12件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成9年度 11件 平成10年度 14件 平成11年度 7件 平成12年度 5件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれた件数	平成9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかかれたものうち、成立した件数、不成立だった件数	平成9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家等を委員とし、運営全般にかかわる事項を担う運営評議委員会に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要のため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	組織と業務全般について規定した組織・業務指針において、中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。
⑲ 質問に対する回答が不可能な場合の理由	③及び④については、個人に関する情報であるため、具体的な所属についての回答は差し控えたい。

インテリアPLセンター

① 職員の人数、設立時期、組織形態	(相談員) 1名 (非相談員) 0名 平成7年11月 日本壁装協会(任意団体)の一部門
② 出向者数	出向者はいない。
③ 出向元	
④ 出向者以外の職員の前所属	(相談員) 総合建材メーカー
⑤ 職員の給与の支払元	(相談員) 日本壁装協会
⑥ 事務所所有者	日本壁装協会
⑦ 業界団体からの独立性	財源は壁紙の製造・流通業者からの拠出によっている。しかし、相談対応等に当たっては中立・公正を心掛けている。
⑧ 過去5年間の年間ごとの相談件数	平成 8年度 31件 平成 9年度 26件 平成10年度 28件 平成11年度 22件 平成12年度 27件
⑨ 過去5年間の相談件数のうち、相対交渉を求めた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑩ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかげられた件数	平成 8年度 0件 平成 9年度 0件 平成10年度 0件 平成11年度 0件 平成12年度 0件
⑪ 過去5年間の相談件数のうち、外部の法律専門家などを交えた、調停等にかげられたもののうち、成立した件数、不成立だった件数	平成 8年度 成立0件 不成立0件 平成 9年度 成立0件 不成立0件 平成10年度 成立0件 不成立0件 平成11年度 成立0件 不成立0件 平成12年度 成立0件 不成立0件
⑫ 相談者へのアンケートを行い、満足度調査をしている場合、その結果と調査方法	実施していない。
⑬ 悪質なメーカーに関して、メーカー名及び製品名を公表したことがあるか否か	公表したことはない。
⑭ 職員レベルで実施した交渉結果を、調停委員など外部の法律専門家などへ報告しているか否か	外部の法律専門家に報告している。
⑮ あっせん、調停等の結果を、メーカー名や製品名を出して公表しているか否か	公表していない。
⑯ ⑬及び⑮で公表することがない場合、その理由	強制力を持たない民間の機関が、裁判外の紛争処理のための機関として機能するためには、両当事者のプライバシーの確保が必要なため公表していない。
⑰ 中立・公正の表明	パンフレット等で中立・公正をうたっている。
⑱ 今後、中立性を担保するため見直す施策	現段階では特にない。
⑲ 質問に対する回答が不可能な場合の理由	④については、個人に関する情報であるため、具体的な所属についての回答は差し控えたい。